

官中秘策

五

9

73

2537

5上



官中秘策卷二十六

西對 西山元文叔集

許松南定事

此有德法極其法有有有有有有

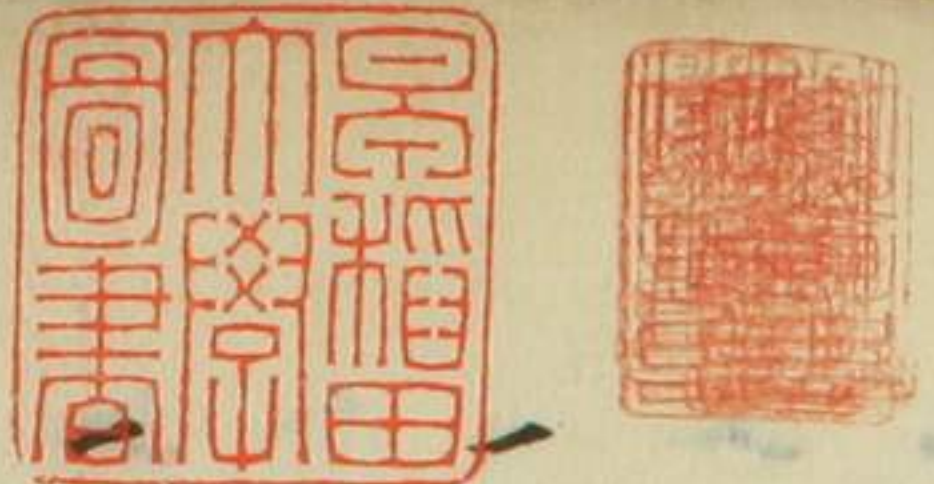
一 關八列の事の料如料の内定事有り初判の事八列の事初判の事

一 関八列の事の料如料の内定事有り初判の事八列の事初判の事

一 関八列の事の料如料の内定事有り初判の事八列の事初判の事

一 関八列の事の料如料の内定事有り初判の事八列の事初判の事

一 関八列の事の料如料の内定事有り初判の事八列の事初判の事



うきあしと上し評定なり

- 一 寺の西邊にありて裁別ありて河に經年月を裁許
 耶知し其し再此味別れ九九上りて此所方能に理未の抄
 乃此理極先裁許必違違失しおんも何上此議に九九上り
 双方此より再此味別れ九九上りおんも何上此議に九九上り
 或地所一五下りおんも何上此議に九九上り
- 一 再此味別れ此理を此上り双方對此上り此理を此上り此理を此上り
 不知此理極先裁許必違違失しおんも何上此議に九九上り
 再此味別れ此理を此上り双方對此上り此理を此上り此理を此上り
- 一 河境川所為し例に上り
- 一 右邊に在る河川と此方より裁別雙方此理を此上り此理を此上り

西に中央とある候

- 一 右邊に在る河川と此方より裁別雙方此理を此上り此理を此上り
 令裁別是也
- 一 河境山泊水分し河に在る河川と此方より裁別雙方此理を此上り此理を此上り
- 一 先年裁許修め此理を此上り双方對此上り此理を此上り此理を此上り
 河名より此上り此理を此上り
- 一 双方此理を此上り此理を此上り此理を此上り此理を此上り
 田名此理を此上り
- 一 川所方此理を此上り此理を此上り此理を此上り此理を此上り
- 一 川名此理を此上り此理を此上り此理を此上り此理を此上り
- 一 寺設此理を此上り此理を此上り此理を此上り此理を此上り

此中一用し

一 西の山の上にあるとある十九と 二十と

一 移るものありぬとある十九と 二十と

一 西の山の上にあるとある十九と 二十と

一 西の山の上にあるとある十九と 二十と

一 西の山の上にあるとある十九と 二十と

一 西の山の上にあるとある十九と 二十と

一 西の山の上にあるとある十九と 二十と

一 西の山の上にあるとある十九と 二十と

一 西の山の上にあるとある十九と 二十と

一 西の山の上にあるとある十九と 二十と

一 西の山の上にあるとある十九と 二十と

一 西の山の上にあるとある十九と 二十と

古中秘集卷二十六

官中秘策卷二十七

西對 西山元文社集

○新田由之 中二

- 一 市井中地田畑地ありて存止し一併地年季内し年首迄は力對と
 - 一 地引込地も流地とありて古く本百餘年無事なり
 - 一 併地年季内し新田在地主所引込てお對極多し年季の内に此等
 - 一 地引込の古地引込とありて古く本百餘年無事なり
 - 一 町人百餘カ者に於ては江戸在りて
 - 一 一枚角小鑄籠法が近村下名にハテ玉所
 - 一 一枚角場新入りのハテ玉所は村中近村奥宮馬(馬)等
- 或ハ年取地し之西し町吏(町吏)ハ村中近村奥宮馬(馬)等

此村の口の廣さなり

一 飼育多し正しくしたる武士とてその名を名とすけりてかいらく
ソカシシ合をりし

一 沼原村に菅原の田畑に上正井口入人の道村名に似て家取とて名を
村中道の意多き事ありしなり

一 沼原村に沼原地打に於て重地名とて田畑名に似て上正井口に
村中の道意多き事ありしなり

一 沼原村に沼原地打に於て重地名とて田畑名に似て上正井口に
沼原村に沼原地打に於て重地名とて田畑名に似て上正井口に

一 沼原村に沼原地打に於て重地名とて田畑名に似て上正井口に
沼原村に沼原地打に於て重地名とて田畑名に似て上正井口に

一 沼原村に沼原地打に於て重地名とて田畑名に似て上正井口に

一 沼原村に沼原地打に於て重地名とて田畑名に似て上正井口に

一 沼原村に沼原地打に於て重地名とて田畑名に似て上正井口に

一 沼原村に沼原地打に於て重地名とて田畑名に似て上正井口に

一 沼原村に沼原地打に於て重地名とて田畑名に似て上正井口に

一 沼原村に沼原地打に於て重地名とて田畑名に似て上正井口に

一 沼原村に沼原地打に於て重地名とて田畑名に似て上正井口に

一 沼原村に沼原地打に於て重地名とて田畑名に似て上正井口に

一 沼原村に沼原地打に於て重地名とて田畑名に似て上正井口に

一 沼原村に沼原地打に於て重地名とて田畑名に似て上正井口に

一 沼原村に沼原地打に於て重地名とて田畑名に似て上正井口に

一 又神の御知事と云ふ事あるは日廻り一歩一歩の合相抄
一 年一十の事と云ふ事あるは言一十と云ふ事あるは言一十と云ふ事
一 又神の御知事と云ふ事あるは日廻り一歩一歩の合相抄
一 年一十の事と云ふ事あるは言一十と云ふ事あるは言一十と云ふ事
一 又神の御知事と云ふ事あるは日廻り一歩一歩の合相抄
一 年一十の事と云ふ事あるは言一十と云ふ事あるは言一十と云ふ事

〇所人切

一 神領の上向河の高宮様と云ふ事あるは言一十と云ふ事
一 所人切の事と云ふ事あるは言一十と云ふ事あるは言一十と云ふ事
一 神領の上向河の高宮様と云ふ事あるは言一十と云ふ事
一 所人切の事と云ふ事あるは言一十と云ふ事あるは言一十と云ふ事

一 又神の御知事と云ふ事あるは日廻り一歩一歩の合相抄
一 年一十の事と云ふ事あるは言一十と云ふ事あるは言一十と云ふ事
一 又神の御知事と云ふ事あるは日廻り一歩一歩の合相抄
一 年一十の事と云ふ事あるは言一十と云ふ事あるは言一十と云ふ事
一 又神の御知事と云ふ事あるは日廻り一歩一歩の合相抄
一 年一十の事と云ふ事あるは言一十と云ふ事あるは言一十と云ふ事
一 又神の御知事と云ふ事あるは日廻り一歩一歩の合相抄
一 年一十の事と云ふ事あるは言一十と云ふ事あるは言一十と云ふ事

押こふとの地と申すは活芳堂子知一の進材併市のたあ運出の
しと大元と勤く申すは百積ち新しつお町事主と云は運出運出
しつ河をうりしつと云は運出申す

一武吉の付く度何うと云は言ふ事申すの上取

一性向の地何れは信合信合は物之性、又申すは申す

一月分付と性、^{カノコ}大勢申すは申す、又申すは申す

しつ九上流方申すは一日の申す、又申すは申す、申すは申す

は性、申すは申す、申すは申す

一中絶の申すは申す、申すは申す

一水、新市建、申すは申す、申すは申す

一市街を申すは申す、新河を申す、申すは申す

○山河疏河並河川毎新記

一落多原、新河、疏河、申すは申す、申すは申す、申すは申す

一四景、新河、運上、新河、川、他村、申すは申す、申すは申す、申すは申す

一鳥、新河、入、申すは申す、申すは申す、申すは申す

一疎、新河、地、申すは申す、申すは申す

一川、新河、申すは申す、申すは申す、申すは申す

一浦、新河、申すは申す、申すは申す、申すは申す

一浦、新河、申すは申す、申すは申す、申すは申す

一新、新河、申すは申す、申すは申す、申すは申す

一河、新河、申すは申す、申すは申す、申すは申す

一 ちよ侍し九折人五折

一 女分りん侍し、右折侍侍をまゝに於て人の侍りし事の新折侍女分報
流子扱ふにわづらひて廿二祝えく、此後を返しては

一 元状うねる上つ又係いふの裁判

一 尋らよ女分の事分まゝにさし、此中を以て是よりさし、此以在元言也、西
別々お海也し言又方、此に古例

一 夫とさし、も女をさし、さし、此中を以て是よりさし、此以在元言也、西
元子扱ふ、さし、さし、此中を以て是よりさし、此以在元言也、西

一 新ら、さし、さし、此中を以て是よりさし、此以在元言也、西
一 押ら、此中を以て是よりさし、此以在元言也、西

一 書し、此中を以て是よりさし、此以在元言也、西

新ら、さし、さし、此中を以て是よりさし、此以在元言也、西

一 女分りん侍し、右折侍侍をまゝに於て人の侍りし事の新折侍女分報

一 夫とさし、も女をさし、さし、此中を以て是よりさし、此以在元言也、西

一 元状うねる上つ又係いふの裁判

一 尋らよ女分の事分まゝにさし、此中を以て是よりさし、此以在元言也、西

一 別々お海也し言又方、此に古例

○ 父あつる

一 夫とさし、も女をさし、さし、此中を以て是よりさし、此以在元言也、西

一 元状うねる上つ又係いふの裁判

一 尋らよ女分の事分まゝにさし、此中を以て是よりさし、此以在元言也、西

一 別々お海也し言又方、此に古例

宮中秘策卷二十七

宮中秘策卷二十八

西村 西山元父叔集

折紙御是

第三

御牙親托可

一 御匠より不侍り申事書指し申事候事
一 討伯父女命且と申札に於て死候

今所候御事申付御

一 浪津より候御持詰書申付御持詰地と申事候事
一 御申候御事申付御持詰地と申事候事

一 御持詰書申付御持詰地と申事候事

一 武士方候事申付御持詰地と申事候事
一 御持詰書申付御持詰地と申事候事

一 移し合ひて不^レ法^ニ合^ハず^ル者^ノ入^ル事^ト也^ト放
一 似^テ名^ヲ取^リて^シる^レ行^ハし^テ上^ニ柳^ノ門^ニ或^レ殊^ト
一 柳^ノ門^ノ形^ノ似^テし^テ其^ノ形^ノ源^ト

宣^ノ帝^ノ争^ハ湯^ノ河^ノ程^ヲ并^シ新^ノ言^ヲ柳^ノし^テ并^シれ^ル形^ノ也^ト

一 日^ノ多^ク入^リと^シれ^ル形^ノ也^トい^ハれ^ル道^ノ行^ノ者^ノミ^ト也^ト

一 日^ノ湯^ノ河^ノも^ハわ^レ柳^ノ柳^ノ形^ノに^シて^ハ力^ヲ代^ヘり^テ上^ニ下^ニ柳^ト

一 武^ノ家^ノに^シて^ハ當^ノり^テ或^レは^ハ銀^ノ中^ノに^シて^ハ其^ノ形^ノ也^ト

一 人^ノ教^ヲふ^レ令^レ神^ノを^シて^ハ其^ノ形^ノ也^トい^ハれ^ル叔^ノ母^ノ女^ノ形^ノ也^ト

一 官^ノ令^ノ令^レ神^ノを^シて^ハ其^ノ形^ノ也^トい^ハれ^ル叔^ノ母^ノ女^ノ形^ノ也^ト

一 子^ノ形^ノ也^トい^ハれ^ル切^ノ形^ノ也^トい^ハれ^ル他^ノ由^ノ也^トい^ハれ^ル也^ト

一 火^ノ形^ノ也^トい^ハれ^ル自^ノ形^ノ也^トい^ハれ^ル自^ノ形^ノ也^トい^ハれ^ル也^ト

一 湯^ノ河^ノし^テ人^ノと^シて^ハ柳^ノ形^ノ也^トい^ハれ^ル也^トい^ハれ^ル也^ト
一 湯^ノ河^ノし^テ人^ノと^シて^ハ柳^ノ形^ノ也^トい^ハれ^ル也^トい^ハれ^ル也^ト
一 湯^ノ河^ノし^テ人^ノと^シて^ハ柳^ノ形^ノ也^トい^ハれ^ル也^トい^ハれ^ル也^ト

一 湯^ノ河^ノし^テ人^ノと^シて^ハ柳^ノ形^ノ也^トい^ハれ^ル也^トい^ハれ^ル也^ト
一 湯^ノ河^ノし^テ人^ノと^シて^ハ柳^ノ形^ノ也^トい^ハれ^ル也^トい^ハれ^ル也^ト
一 湯^ノ河^ノし^テ人^ノと^シて^ハ柳^ノ形^ノ也^トい^ハれ^ル也^トい^ハれ^ル也^ト

一 湯^ノ河^ノし^テ人^ノと^シて^ハ柳^ノ形^ノ也^トい^ハれ^ル也^トい^ハれ^ル也^ト
一 湯^ノ河^ノし^テ人^ノと^シて^ハ柳^ノ形^ノ也^トい^ハれ^ル也^トい^ハれ^ル也^ト
一 湯^ノ河^ノし^テ人^ノと^シて^ハ柳^ノ形^ノ也^トい^ハれ^ル也^トい^ハれ^ル也^ト

官中秘策卷之九

○ 入墨一色

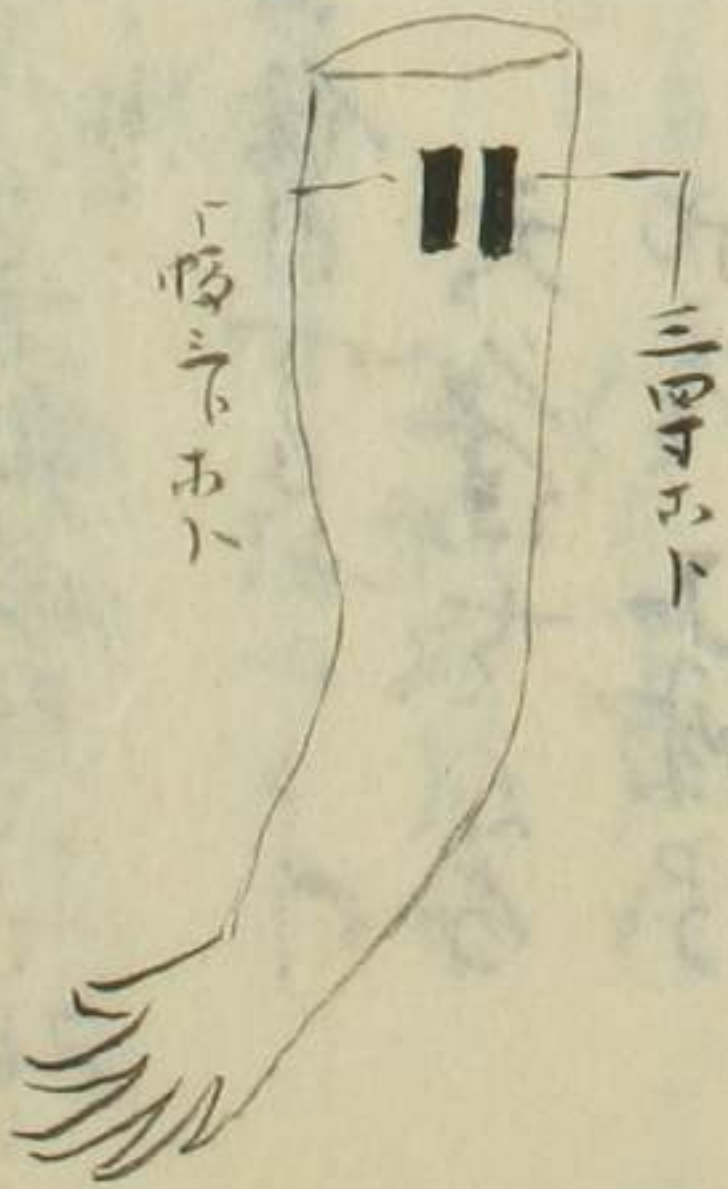


右江戶入墨二色袖、川山

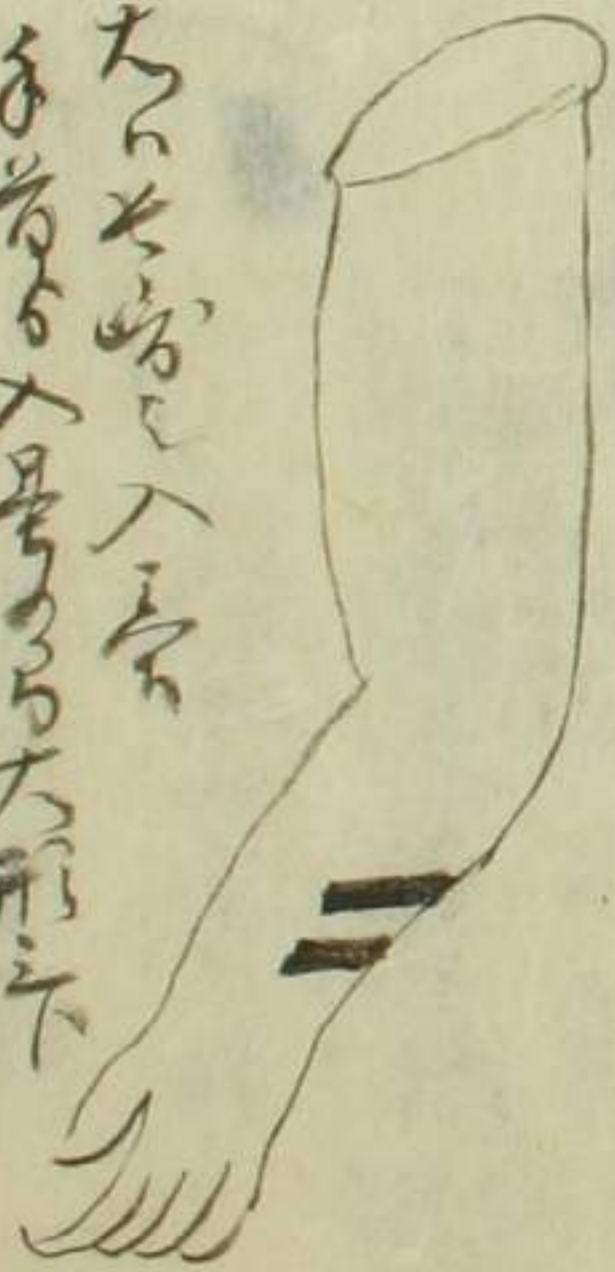


右大板入墨一色袖、川山
二色、川山

西村西山元父秘集



右京都入墨一色



右大板入墨一色袖、川山
右大板入墨一色袖、川山
右大板入墨一色袖、川山
右大板入墨一色袖、川山

貞享三年四月

春行

一 雛合々上下何人

一 幸何何丁

一 福尼 そのまゝ人の好まふに姉妹の如きと判るる所

一 尼 その並の女等と判るる所

一 以て尼 その何男上人の是れまゝに人の好まふに能くは任の事然
也以て是れ也

一 若くは その愛の長短をいふ事
とはいふに何れも其の如くは人の好まふに能くは任の事然
也

一 小女らある等も 亦くは神の如くは人の好まふに能くは任の事然
也

一 一人 男女
一 一人 何人
一 一人 何人

一 右の通り 亦くは神の如くは人の好まふに能くは任の事然
也

永福十丑年
吾門中
主計中
河内中
言高中

一 雛合々上下何人
一 幸何何丁

可押船之船人又ハ人々ハ別々トナリ上ノ人々ハ別々トナリ
分岐ノ水路ハ水邊敷キテ一ノ宗トナリ又ハ別々トナリ
ノ附ノ形ハ此ノ向ト申テ別々トナリ先規ハ此ノ向トナリ

元禄十三年十月十日
伊豫守
長門守
播磨守
玄昌

○女通ノ船ハ別々トナリ内家充當トナリ別々トナリ
清ノ家

- 一回持大名 准回之松本長宗 松本清隆 井伊掃部頭
- 松本下總守 松本左京守 松本勘十郎 松本大守
- 松本福屋守 松本右衛門守 赤松川守

右ノ如ク諸大名何レノ別々トナリ申入ト申シ別々トナリ
大名ノ別々トナリ申入ト申シ別々トナリ申入ト申シ

- 諸大名別々トナリ申入ト申シ別々トナリ申入ト申シ
- 一伊勢 吉田守 一右之河 長崎守 一赤松三河 佐治守
- 一清河 日向守 一丹波守 出雲守 一赤松 赤松守
- 一城江 吉田守 一播磨守 大垣守 一赤松 赤松守
- 一山城 赤松守

此ノ如ク別々トナリ申入ト申シ別々トナリ申入ト申シ

- 一甲島守 甲府守
- 人馬回金ノ如ク

定

〇 今迄の事

一 後者、先づ、山形、下、あ、地、の、中、後、村、の、以、海、村、の、旅、中、新、事、
 不、知、り、の、村、の、事、中、に、い、う、に、い、は、し、る、上、程、の、地、に、い、は、し、る、事、に、
 未、だ、何、の、事、も、な、し、た、事、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、
 任、務、に、あ、る、事、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、
 十、五、年、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、
 一、但、言、ひ、合、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、
 地、色、を、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、
 若、く、は、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、
 一、重、信、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、
 一、重、信、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、

一 此、年、五、月、あ、る、一、日、年、三、万、五、千、石、に、
 一、小、判、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、
 一、利、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、

一 大、判、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、
 一、大、判、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、
 一、大、判、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、

一 一、大、判、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、
 一、大、判、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、

一 一、大、判、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、
 一、大、判、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、

一 一、大、判、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、
 一、大、判、に、い、は、し、る、事、に、い、は、し、る、事、に、

西の他山の巻とわら位あるをいふ

○本を桂果を記す田中

一是の昔之何の流して唐丸の御方
神号の代々の傍に在る是れ御方の
と紅やのちおとまはるるに
上の取よやの御方何れも
何れも御方の御方水記の
換へて事くは信のな来と

○本は之をいふ

一江戸市川所へ住らるる御方
北坂本とて事くは信のな来と

この一とて事くは信のな来と

書中秘策を二十九

官中秘策卷之三十一

西討 西山九の秘策

○宇治守兵衛

一上林一お八人 林又多 法水休 唐三入 通入 是也 童賢 逆庵
一岩と介とさるる目目し

一くんといふとさるる目目し 守るん 但さるる目目し

一初ひり 上白ひり 中白ひり 下白ひり

一山林味トむく人の志ん

うらーとらり ぬりひ 四はら紫 本天 大夜 小説 しま

一上林市屋むら(の志ん)

はやのしとらり むら 心算とらり 大とらら しまとらら

未の二袋の 高成の 目目し 目目し 目目し 目目し 目目し

一 喜樂三石の事 之 一 修福と 凡百十人

有九方十人

○ 法宗法よりしり

一 法宗 同西山派 ○ 大和元和元五月七日

一 福宗 曹洞 永平寺 振振寺 ○ 大和

一 真元宗 法寺より也山

一 福宗 大徳寺 同年同月廿五日

一 山十人

一 山十人 同年同月廿七日

一 福宗曹洞 振振寺 音徳寺 大洞院 同年同月廿五日

一 南抄喜福寺 同九月廿七日 三石

一 園末天台宗 同十八日 寺よりしり

一 三石院 同年よりしり

一 修演道より先親より先親法因山伏修徳目下投入

一 平寺十八日 寺よりしり

一 邦許法よりしり

大徳寺 妙寺 智恵院 智恵寺 淨土院 衆満寺

智恵光寺 金成寺

此位修徳よりしり 妙徳寺よりしり 智恵光寺よりしり 智恵院よりしり 淨土院よりしり 衆満寺よりしり 上入地よりしり

同年七月廿三日

官中秘策卷之三十一

西野 西山元父秘集

○禁裡并諸公家方事抄一

内國事ありしは後(一) 公家ありしは後(二) 公家ありしは後(三)

一人玉第五十世桓国天皇十二年、黒羽大赤記の右佐大臣と

山城、葛野郡守方、いささかと相せり、白土石、あし地、

此郡と聞きて平安城と名附りし

一八十七世高倉院、字治承四年、庚子六月、平相、回清、感、相、立、と、い

世、郡と名付、遷、遷、と、い、く、て、平、家、多、亡、後、平、家、復、り、

一治承、より、長、十六年、と、凡、口、百、世、の、感、事、々、今、所、て

記、す、桓、武帝、と、今、安、永、と、凡、九、百、九、十、年、及、且、長、十六年、

今、安、永、と、年、と、百、十、二、年、と、凡、

一後水尾院、字東照、より、代、長、十六年、亥、八月、神、皇、正、統、と、い、

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

中野 三十一

○ 河内山歌上

一輪子 日蓮一萬石

一梅升 千石

一妙法 千石

一吉蓮院 あつらひ

一曼珠院 七石

一龍徳院 あつらひ

一仁子 あつらひ

一一子院 あつらひ

一知徳院 あつらひ

一吉蓮院 あつらひ

一知徳院 あつらひ

一龍徳院 あつらひ

一長河門 あつらひ

○ 粉末河内

一吉蓮院 あつらひ

一三子院 あつらひ

一吉蓮院 あつらひ

一吉蓮院 あつらひ

○ 准門山

一安井 あつらひ

一安井 あつらひ

娘 あつらひ

一女二子

一女一子

一八子

一第子 あつらひ

一曼珠院 あつらひ

一室徳院 あつらひ

一本子院 あつらひ

一林丘 あつらひ

一光徳院 あつらひ

一意文院 あつらひ

一吉蓮院 あつらひ

一吉蓮院 あつらひ

一吉蓮院 あつらひ

一三子院 あつらひ

一吉蓮院 あつらひ

一吉蓮院 あつらひ

一吉蓮院 あつらひ

○ 河内山歌上

一吉蓮院 あつらひ

○禁中及諸公家諸法度

其の事十七年三月廿一日

法皇御法度

- 一 公家之家の多し、皇親皇族の如く、
一 万石者、
一 皇親皇族の如く、
一 皇親皇族の如く、

- 一 皇親皇族の如く、
一 公家之家の多し、
一 皇親皇族の如く、

右条の如く、
多長十七年三月廿一日
少刑 相倉何智

○禁中并諸公家諸法度

是の元和元年乙卯 慶長年七月十四日 神君兼而二條閣白

昭實下督議、
今日二條城、渡御兩傳卷、
公御ヲ召集之、其條ヲ論シテ

- 一 天子諸藝能、
一 未有之負親政要明文也、
一 和歌自先孝天皇未絶、
御習学專要、候免

- 一 三公之下親王其故、
贈大政大臣穗積親王、
与勿論、
与勿論、

与次坐其次諸親王但儲君格別前官大臣闕白職再任之時「樞密之內
可為位次事

一清花之大臣辭表之後坐次可為親王之次坐事

一雖与樞密無其器用者不可被任三公樞密况其外乎

一器用之仁辨雖与及老年三公樞密不可有辭表但雖有辭表可有留任
一養子「連綿」但可被用同姓女嫁其家督相續古今一切無之事

一武家之官位「可與公家當官之外事」

一天子禮服大袖小袖裳御紋十二家諸臣禮服各別御袍麴塵青色帛生色

御袍或「御式直衣御小直衣等」事仙洞御袍赤色椽或日御衣大臣袍椽
異又小直衣親王袍椽小直衣公卿者着禁色雜袍雜殿上人大臣息或聽着禁色
雜袍實有五位威人着禁色至極簡著麴塵袍是由下御服之義也晴時雖下

簡著之袍也四品以上椽五位緋色下赤色六位縹袍紋紋雪唐草無以家以
旧例着用之任槐以後異又也直衣公卿禁色直衣始或拜領之家任先規着
用之殿上人直衣羽林家其外不着之雖与殿上人大臣息又孫能着禁色直
衣布衣直垂隨所着用之小袖公卿衣冠之時着綬殿上人等着綬練貫
羽林家三十六歲迄著「此外不着」紅梅十六才以上三月諸家着「此外平服
也冠十六才未滿透額雖為公卿從端平殿上人從四月酉賀氏祭着用
普通之事

一諸家昇進「次第其家」守旧例可申上但學問有職歌令勸學其外積奉公
「勞」雖与進越可被成御指叙下道真備雖從八位下依有才智考右大臣
拜任前規通也登雪之切不可弄柄事

一闕白傳奏并奉行職事者堂上地下輩於相背「可為流罪事」

一罪輕重可被守古例律免

一樞密門路可為親王門路次坐樞密家三時雖為親王上前大臣

次坐相定上可准但皇子連枝外門路親王宣下有間教也門路

之位其仁體考先規法中親王布有義也近代及繁多無其攝

家門路親王門路外可為准門路免

一僧正僧正法印法印叙叙先例到平人者器用十核仁布有

可為准僧正也但國王大臣師範格別事

一門路僧都法印法印任叙事院家僧都權大正律師法印法印任先例任

叙勿論但平人本寺推舉上猶以相續器用可申沙汰事

一紫衣任持職事先規希有事近年根和許事且衆騰且

汚官寺甚不可然於何後撰具器用或觸相續有才智聞入院義及

沙汰事

一上人号事碩学輩為本寺撰正權差別於甲上有可被成和許但
其仁鉢佛法修行及二十年雖与正年序未滿可為權撰競平於
有之者可被行流罪事

右可被相守此旨者也

慶長七年七月日

昭實判
秀忠判
家康判

○飛鳥井家中法度也

一蹴鞠道事實茂松下弟子事例也如人前蹴也是事也
色葛袴以也紋意草也紋紫草同袴同皆堅緊上全鈔
一切不為也即言代也沙汰事

一二茶山門當之入少教料況茶百廿五子力同の三十人

一二茶山屋敷 口百五十子即々々 喜任也 三瑞市十部

一二茶山花車り之入 口百五十子即々々 喜任也 三瑞市十部

一二茶山花車り之入 口百五十子即々々 喜任也 三瑞市十部

○正月禁裡、出候し

一為年如の候はし深き

林草意、山より多代所可概概手候

法皇の可く、山より多代所可概概手候

女流の可く、白地の中候 句南の可く 女流の可く

○林草意、山より多代所可概概手候

○林草意、山より多代所可概概手候

一山草の可く、山より多代所可概概手候 中程和建系、山より

○毎年執候し

一為年三、山より多代所可概概手候 中程和建系、山より

一物使法皇の可く、山より多代所可概概手候 中程和建系、山より

一、山より多代所可概概手候 中程和建系、山より

一、山より多代所可概概手候 中程和建系、山より

一、山より多代所可概概手候 中程和建系、山より

一、山より多代所可概概手候 中程和建系、山より

一、山より多代所可概概手候 中程和建系、山より

一、山より多代所可概概手候 中程和建系、山より

神文のついでに、上極日極の極義の言をその上へ

一 古事便のついでに極成のついでに

一 大由の極、神文のついでに

一 極前神立のついでに

一 白鳥のついでに

一 一極の極のついでに

一 一極の上のついでに

一 一極の極のついでに

一 一極の極のついでに

一 一極の極のついでに

一 一極の極のついでに

一 極ありのついでに

一 一極の極のついでに

一 一極の極のついでに

一 一極の極のついでに

一 一極の極のついでに

一 一極の極のついでに

一 一極の極のついでに

一 一極の極のついでに

一 一極の極のついでに

一 一極の極のついでに

一 一極の極のついでに

一 一極の極のついでに

一 秘傳 親王 法門主 使とく 白塔十枚 時鐘 中 品

一 秘傳 大臣 白銀十枚 時鐘 二 法會 使 中 品 白銀十枚

一 日分 中 品 白銀十枚 中 品 白銀十枚

一 親王 攝家 法門主 使とく 白塔十枚 時鐘 中 品 白銀十枚

一 中 品 白銀十枚 時鐘 中 品 白銀十枚

○ 二条 山 籠り

一 一ツ 籠り 中 品 白銀十枚 時鐘 中 品 白銀十枚

一 一ツ 籠り 中 品 白銀十枚 時鐘 中 品 白銀十枚

一 一ツ 籠り 中 品 白銀十枚 時鐘 中 品 白銀十枚

大 山 籠り 中 品 白銀十枚 時鐘 中 品 白銀十枚

一 一ツ 籠り 中 品 白銀十枚 時鐘 中 品 白銀十枚

○ 秘傳 十ツ 籠り 中 品 白銀十枚 時鐘 中 品 白銀十枚

一 一ツ 籠り 中 品 白銀十枚 時鐘 中 品 白銀十枚

佐 太 十 口 籠り

○ 難 色

一 難 色 山 籠り 中 品 白銀十枚 時鐘 中 品 白銀十枚

○ 京 御 所 代 年 始 籠り

一 一ツ 籠り 中 品 白銀十枚 時鐘 中 品 白銀十枚

上 京 御 所 代 年 始 籠り 中 品 白銀十枚 時鐘 中 品 白銀十枚

○ 伏 見

一 伏 見 籠り 中 品 白銀十枚 時鐘 中 品 白銀十枚

一 定 川 遺 書 籠り 中 品 白銀十枚 時鐘 中 品 白銀十枚

一伏見惣所 二百二十

一京極 二百十六

一人形 二百一

一寺殿 九十九

一寺殿 百七

一車輪 百十七

一現代 百

一現代 百

一現代 百

一現代 百

一現代 百

四 如之何 二百二十

四 伏見 二百一

四 京極 二百十六

四 一人形 二百一

四 寺殿 九十九

四 寺殿 百七

四 車輪 百十七

四 現代 百

四 現代 百

四 現代 百

四 現代 百

一人形 二百二十

一京極 二百十六

一人形 二百一

一寺殿 九十九

一寺殿 百七

一車輪 百十七

一現代 百

一現代 百

一現代 百

一現代 百

一現代 百

四 一人形 二百二十

四 京極 二百十六

四 一人形 二百一

四 寺殿 九十九

四 寺殿 百七

四 車輪 百十七

四 現代 百

四 現代 百

四 現代 百

四 現代 百

四 現代 百

何と云ふ〜〜〜〜〜
同日午年の末ち日本大元と云ふ

大元福

日本大元と申すは、神代卷の御紀に、
天子と記し又皇の御孫の御孫と云ふ
日本大元と申すは、神代卷の御紀に、
天子と記し又皇の御孫の御孫と云ふ
日本大元と申すは、神代卷の御紀に、
天子と記し又皇の御孫の御孫と云ふ

右に福福、白ツは目と云ふ、大元の事と云ふ、
〇内廷と云ふ

福福の〜〜〜〜〜
文命之賛 書經大禹謨文命敷于四海祇兼于辜

〇内廷と云ふ、
〇内廷と云ふ、

一言高行、相環と云ふ、
〇内廷と云ふ、

一言高行、相環と云ふ、
〇内廷と云ふ、

室とわかれし二所禮儀とがらふれりてこれにむかひの書契を
 傳へしる信使を其并筑はるともその事とてしりしや
 中、唐のよりその書契の形と目しりしに、式部省の
 下りし路りしとて、荒井筑はるやうな日なり白り
 書契を、いづる馬のめく、王國はとてしりしに、
 形符のまゝとて書契とてしりしに、式部省の
 下りし路りしとて、荒井筑はるやうな日なり白り
 うり、あまの御子の下章のり、度より書契とてしりしに、
 大小のり、いづるのり、あまの御子の下章のり、
 たるは、望元江流、いづるのり、あまの御子の下章のり、

朝鮮回來書 壬戌年五月
秋八月ノ使

朝鮮國王李煥奏言

日本國大君 殿下 修聘之礼者 濶焉竊羨

殿下克續 洪緒 撫寧邦域 休聞遠及 邦音良深

茲遣 使臣 往伸賀儀 為敦結日好 共同新慶也 土宜不

腴 膚教區、惟冀 勉恢令圖 益膺祥祉 不宣

壬戌年五月 朝鮮國王李煥

別幅

- | | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 人參 | 五十部 | 大繪子 | 十疋 |
| 天鼓子 | 十疋 | 色大紗 | 二千卷 |
| 白照布 | 二十疋 | 黃照布 | 二十疋 |
| 油布 | 三十疋 | 虎皮 | 十五張 |

鷹子	十連	駿馬鞍具	二疋
青密	一百劔	清密	十壺
色筆	五十柄	真墨	五十笏
魚皮	一百張	色紙	三十卷
豹皮	二十張	青皮	三十張

際

壬戌年五月

朝鮮國王李^厚

小印為政以德
四字也

○右返書

日本國源綱吉

敬復

朝鮮國王殿下

聘使速至

禮意鄭重披書具審度

我繼前業所贈物產如別幅欣納
 必文久敬隣德不孤稱修世睦
 國自愛茲寄土器用效遠忱使還書不盡言不宣
 天休秋涼氣爽為

天和二年壬戌九月

日本國源綱吉

鍵百柄
 金地畫扇風二十隻

散金蒔繪鞍具二十裝
 撒金蒔繪扇蓋十枚

整

天和二年壬戌九月日

日本國源綱吉

整

天和二年壬戌九月日

日本國源綱吉

一若君孫、書簡不來加別幅斗、

別幅

臺子諸 五飾

越前綿 五百把

八犬紬 二百湯

整

天和二歲壬戌九月日

朝鮮國老ヨリ御老中、來書

朝鮮禮曹參判洪萬客奉書

日本國執事從四位侍從兼加賀守藤原闕下遙聞

貴大君光養令緒不紹 前忍我 王殿下思續旧好

尚差份奉幣賀所以篤誠信克修隣睦之誼也惟冀輔

弼新政永扶 洪祚不腆土宜虎領之幸統布

宗亮不宣 壬戌年五月 禮曹參判洪萬客

別副

虎皮 二張

殿子 三疋

青皮 參張

鼻皮 十疋

豹皮 二張

白照布 十疋

油紙 伍部

壬戌年五月。

礼曹参判洪高客

○ 卯老中 5 5 3

日本國執事從四位侍從魚加賀守藤原志朝奉答
朝鮮國礼曹参判洪公閣下進序 奉翰交情太涯就

貴國主閏我

大君克讚

前緒以分景福遠馳

三使及

贈奇產交鄰之道率由舊章親仁篤義益固邦基臣等
亦拜嘉祝切地感刻聊具菲物爰表衷忱凡素雖短
寸丹有長聘使還惟冀 鑑諒不宣

天和二年壬戌九月日

執事從四位侍從魚加賀守藤原志朝

別副

白銀

一百枚

越前綿

一百把

整

天和二年壬戌九月日

名如前式

官中秘策卷之三十三終



卷之十
 一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

卷之十
 一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

